

## 災害報告について

鉱業権者は、鉱山保安法施行規則第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項に規定する災害、事故その他の事象があったときは、産業保安監督部長に「直ちに」又は「速やかに」報告する必要があります。

災害報告については、報告の遅延や漏れが生じないように、平成 23 年 7 月 8 日、当部から管内鉱山鉱業権者及び鉱業代理人に対して、別紙のとおり注意喚起を行っています。

鉱山における人事異動等、保安管理体制の変更に際しては、法令に基づく災害報告の実施について、周知徹底を図り、災害が発生した場合には、報告の遅延等が生じないように留意してください。

(参照条文)

## 【鉱山保安法】

第 41 条 鉱業権者は、重大な災害として経済産業省令で定めるものが発生したときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、災害の状況その他の経済産業省令で定める事項を産業保安監督部長に報告しなければならない。

2 鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令の定めるところにより、災害その他の保安に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを産業保安監督部長に報告しなければならない。

## 【鉱山保安法施行規則】

第 45 条 法第 41 条第 1 項 の経済産業省令で定める重大な災害は、次に掲げるものとする。

- 一 死者又は 4 週間以上の休業見込みの負傷者が生じた災害
- 二 3 日以上 の休業見込みの負傷者が同時に 5 人以上生じた災害

2 法第 41 条第 1 項 の経済産業省令で定める事項は、災害の状況とする。

第 46 条 法第 41 条第 2 項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一 第四十五条第一項各号の災害が発生したとき	(略)	(略)
二 三日以上の休業見込みの負傷者が生じた災害(第四十五条第一項各号の災害を除く。)が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	(略)	(略)
三 火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火又は有害ガスの湧出による災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	(略)	(略)
四 水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	(略)	(略)
五 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	(略)	(略)

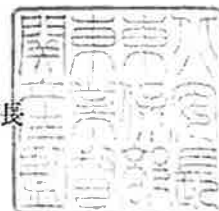
災害、事故その他の事象	時期	項目
六 パイプラインに係る災害又は鉱害が発生したとき	災害又は鉱害の発生後速やかに	災害又は鉱害の状況
	(略)	(略)
七 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	(略)	(略)
八 捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	(略)	(略)
九 鉱煙発生施設から第二十条第二号又は第三号の基準に適合しない鉱煙を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	(略)	(略)
十 揮発性有機化合物排出施設から第二十条の二第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	(略)	(略)
十一 ダイオキシン類発生施設から第二十二条第二号の排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	(略)	(略)
十二 粉じん(石綿粉じんを含む。以下同じ。)を発生し若しくは飛散する施設又は粉じん処理施設において、粉じんによる鉱害が発生したとき	鉱害の発生後速やかに	鉱害の状況
	(略)	(略)
十三 第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第八号の基準に適合しない状態(以下この号において「不適合」という。)のとき又は同条第十号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出若しくは地下への浸透により鉱害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった後速やかに	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合又は鉱害若しくはそのおそれの状況
	(略)	(略)
十四 海洋施設から第二十四条第四号に規定する基準に適合しない油若しくは第五号に規定する有害液体物質若しくはこれらを含む混合物を大量に排出し、又は排出するおそれがあるとき	排出又は排出のおそれがあった後速やかに	排出又はそのおそれの状況
	(略)	(略)
十五 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき	鉱害の発生後速やかに	鉱害の状況
	(略)	(略)
十六 騒音発生施設を設置する鉱山において、騒音規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない騒音が発生したとき	騒音発生後速やかに	騒音発生の状況
	(略)	(略)
十七 振動発生施設を設置する鉱山において、振動規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない振動が発生したとき	振動発生後速やかに	振動発生の状況
	(略)	(略)
十八 掘削バージ、湖沼等における掘採施設又は海洋掘採施設が船舶類又は障害物と衝突したとき	衝突後速やかに	衝突の状況
	(略)	(略)
十九 台風の接近等により危険な事態が生ずるおそれのため、掘削バージ又は海洋掘採施設から避難のために退去したとき	退去後速やかに	退去の状況
	(略)	(略)
二十 海底、河底又は湖沼底の地下の坑内において、湧水に異常があったとき	異常発見後速やかに	異常の状況
	(略)	(略)
21から24 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

平成 23・07・05 関東産保第 4 号

平成 23 年 7 月 8 日

鉱業権者  
各鉱山 殿  
鉱業代理人

関東東北産業保安監督部長



鉱山保安法第 4 1 条第 2 項に基づく報告について（注意喚起）

鉱業権者は、鉱山保安法第 4 1 条第 2 項の規定による同施行規則第 4 6 条第 1 項の表第 2 号から第 2 4 号に規定の災害、事故その他の事象があったときは、速やかに産業保安監督部長に状況を報告する必要がありますが、昨今、当部への報告に時間を要する事象や報告対象の錯誤が認められることから、下記のとおり周知しますので、鉱業権者及び鉱業代理人におかれては、今後、報告の漏れ等が生じないように十分に留意してください。

記

1. 規則に規定する災害、事故その他の事象があったときは、速やかに状況を報告する必要がありますが、2 次災害の恐れ、罹災者救出・搬送等、やむを得ない事情の場合を除き、報告が可能となった段階で速やかに報告してください。
2. 発生した災害等が規則に規定する報告事項であるか判断に迷う場合（例えば、請負事業者の作業で鉱山災害に該当するか判らないとき、3 日以上休業するか判らないとき等）は、報告を行い、当部職員に確認を取ってください。
3. 特に、「火薬類についての事故」には、発破により飛石が発生し、罹災者が生じた場合（不休の場合も該当）、鉱山敷地外への飛石の場合及び鉱山施設に損傷を与えた場合が含まれるほか、雷等により火薬類が暴発した場合（罹災者及び施設損傷が無い場合も該当）も含まれることに留意してください。

# 経 済 産 業 省

平成21・01・06関東産保第9号  
平成 2 1 年 1 月 1 5 日

各 鉱 山 殿  
鉱 業 権 者  
鉱 業 代 理 人

関東東北産業保安監督部  
鉱山保安課長  
鉱害防止課長

## 地震発生時の被害状況の連絡等について（鉱山関係）

貴鉱山におかれましては、地震等自然災害の発生時における鉱山の被害等について速やかに連絡していただいているところです。

当部においては、震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震発生後概ね1時間を目途に被害の有無、被害状況の把握に努めているところです。

つきましては、当部との連絡体制及び連絡方法等について下記のとおり定めましたので、遺漏のない対応をよろしくお願いします。

### 記

#### 【地震発生時の対応】

- ① 鉱山の所在地において、震度5弱以上の地震が発生した場合には、被害の有無（被害がない場合はその旨）及び被害状況を早急（可能であれば1時間以内）に関東東北産業保安監督部（以下「当監督部」という。）へ連絡してください。ただし人命及び二次災害の発生防止を優先させて下さい。  
また、夜間に地震が発生した場合等、状況確認に危険が伴うことが予想される場合は夜明けを待つ等、安全が確保された時点で状況確認を行い当監督部へ連絡してください。
- ② 坑廃水処理施設等の運転に影響のある自家用発電設備（常用及び非常用）、薬剤や燃料の貯蔵設備等の関連設備についても被害状況を確認して連絡してください。
- ③ 震度4以下の地震が発生した時でも、被害が発生した時には、早急に当監督部へその旨を連絡してください。
- ④ 復旧に際しては、病院・交通への配慮等、人命優先の対応を心がけるとともに、二次災害の発生防止及び早期復旧に努めてください。

連絡先：別添 緊急連絡体制（鉱山）